

## i D 会員特約（携帯型：個人用）新旧対照表

改定後	改定前	備考欄
<p>i D 会員特約（携帯型：個人用）</p> <p>第 9 条（海外利用代金の決済レート等）  <u>本決済システム</u>の海外の <u>i D 加盟店</u>での買物ご利用代金は、取引時点で「i D」ブランドセンターが指定するレートで日本円に換算されます。</p> <p>第 1 2 条（会員保障制度）                      （略）                      3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。                      （略）  <u>（7）i D 会員（携帯型）が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が i D 会員（携帯型）の過失に起因する場合</u>  <u>（8）前条第 2 項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の 6 1 日以前に生じた損害</u>  <u>（9）戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</u>  <u>（10）その他本特約および会員規約の違反に起因する損害</u>                      （略）</p> <p><u>（2024年4月改定）</u></p>	<p>i D 会員特約（携帯型：個人用）</p> <p>第 9 条（海外利用代金の決済レート等）  <u>「i D」</u>の海外買物ご利用代金は、取引時点で「i D」ブランドセンターが指定するレートで日本円に換算されます。</p> <p>第 1 2 条（会員保障制度）                      （略）                      3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。                      （略）  <u>（7）前条第 2 項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の 6 1 日以前に生じた損害</u>  <u>（8）戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</u>  <u>（9）その他本特約および会員規約の違反に起因する損害</u>                      （略）</p> <p><u>（2020年10月改定）</u></p>	<p>（変更）</p> <p>（新設）</p> <p>（変更）</p> <p>（変更）</p> <p>（変更）</p> <p>（変更）</p> <p>（変更）</p>